

市立幼保施設の民営化について よくある質問

目

次

- | | | |
|------|-----------------------------------|---|
| Q 1 | どうして民営化するのですか？ | 1 |
| Q 2 | 市立幼稚園と市立保育所の再編計画と民営化の取組は連携していますか？ | 1 |
| Q 3 | 市立と私立はどのように違いますか？ | 1 |
| Q 4 | 民営化した園では、何かよくなることはありますか？ | 1 |
| Q 5 | 民営化は、児童福祉法に規定される行政の責任放棄ではありませんか？ | 2 |
| Q 6 | 民営化後は、市は施設運営に関わることがなくなるのですか？ | 2 |
| Q 7 | 保育料が高くなりませんか？ | 2 |
| Q 8 | 新たに費用が必要になりませんか？ | 2 |
| Q 9 | 民営化後は、保育士等はすべて入れ替わるのですか？ | 2 |
| Q 10 | 民営化後は、保育士などの施設従事者数が減りませんか？ | 2 |
| Q 11 | 民営化により、入れ替わった市職員はどうなるのですか？ | 3 |
| Q 12 | 民営化により、教育・保育の質が低下しませんか？ | 3 |
| Q 13 | 移管先法人に対して、どのような引継が行われるのですか？ | 3 |
| Q 14 | 民営化後も給食のアレルギー対応など変わらず行ってくれますか？ | 3 |
| Q 15 | 移管先法人には、株式会社などの企業も対象となるのですか？ | 3 |
| Q 16 | 移管先法人の選定は、どのような方法で行うのですか？ | 4 |
| Q 17 | 移管先法人が、突然、運営をやめることはありませんか？ | 4 |
| Q 18 | 市内に私立保育所や私立幼稚園はどのくらい設置されていますか？ | 4 |
| Q 19 | 民営化されることを理由に他の市立園に優先して転園できますか？ | 4 |

市立幼保施設の民営化について

Q1 どうして民営化するのですか？

市全体の教育・保育のさらなる充実、拡大を図るためです。

具体的な内容としては、保護者の就労状況等に関わらず3歳児からは入園できるようにすることや保育所待機児童の解消、障がいのある子どもの教育・保育の充実、未就園児の子育て相談など地域の子育て支援の充実等があげられます。

そのためには、現在、本市が取組を進めている市立幼稚園と市立保育所の再編と併せて、市立幼保施設の民営化を進めることにより、人材や財源を確保する必要があります。

Q2 市立幼稚園と市立保育所の再編計画と民営化の取組は連携していますか？

核家族化や就労形態の多様化など近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴い、就学前の教育・保育に対する市民ニーズも増加・多様化しています。

しかしながら、現状の市立幼稚園は園児数が減少し続けている一方、保育所の待機児童数は解消できていない状況にあり、施設の老朽化も進行しています。

そこで、本市では、市立幼保施設の在り方を抜本的に見直すため、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」を策定しました。

民営化についても本計画に基づく取組の大きな柱の一つであり、市立幼保施設の運営を優れた法人に委ねることで、これまで以上に民間活力を効果的に活かすとともに、行政の役割を強化し、市全体のさらなる教育・保育の充実を図ることとしています。

- 奈良市幼保再編基本計画・実施計画の詳細はこちら

<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1372835527669/index.html>

Q3 市立と私立はどのように違いますか？

運営主体が市立は、「奈良市」であり、私立の場合は、「社会福祉法人」や「学校法人」などになります。

なお、「認可保育所」や「認定こども園」における教育・保育内容や職員配置、施設環境に関することは、国が定めた基準や指針などに基づき実施することとされているため、教育・保育内容等の根幹を成すものについては、市立も私立も変わりありません。

Q4 民営化した園では、何かよくなることはありますか？

民営化により実施する教育・保育内容として、基本開所時間終了後の午後6時から2時間以上の延長保育事業の実施や一時預かり事業の実施などを市の基本的な考え方において定めていますので、これらのような特別な教育・保育サービスの充実が期待できます。

また、市立幼稚園から認定こども園に移行する場合には、新たに3歳児保育や給食の実施なども期待できます。

さらに、市立園のように、予算の制約や行政組織として手続きを踏んで事業の実施をしていかなければならないという行政組織上の硬直性、手続きの煩雑さなどが民間法人が運営することでなくなり、保護者ニーズへの柔軟で迅速な対応が期待できるようになります。

Q5 民営化は、児童福祉法に規定される行政の責任放棄ではありませんか？

児童福祉法第24条第1項にある規定は、保育の実施に関する市町村の責任を明示したのですが、保育そのものを直営で行うかについては市町村の判断によるものとされています。

本市では、Q18に示すように、平成26年3月現在で私立保育所26園において、3,500人以上の児童の保育を実施（保育所利用児の約60%）されており、本市の保育施策に大きく貢献しています。

従って、民営化により私立保育所で保育を行うことは、市の責任を放棄するものではありません。

Q6 民営化後は、市は施設運営に関わることがなくなるのですか？

民営化後についても引き続き、市職員が定期的に園を訪問し、移管先法人と締結した協定内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じて助言・指導を行うなど市が一定の関与を保ち続けます。

保育料等について

Q7 保育料が高くなりませんか？

保育料は、条例施行規則に基づき、市が決定していますので、市立と私立での違いはありません。従って、民営化により、高くなることはありません。

Q8 新たなる費用が必要になりませんか？

保育料以外の例えば、制服代や教材費などの新たな保護者負担の導入については、移管先法人と保護者間で話し合ったうえで決めていただくこととしています。

職員配置について

※5頁「職員配置イメージ」参照

Q9 民営化後は、保育士等はすべて入れ替わるのですか？

市の正規職員である保育士等は、最終的にはすべて入れ替わることになります。

ただし、これによる子どもへの影響がでないようにするため、移管先法人への引継期間を1年程度確保し、移管先法人保育士等と市保育士等による共同保育等を実施することとしています。

Q10 民営化後は、保育士などの施設従事者数が減りませんか？

認可保育所や認定こども園の職員配置基準については、法令などにより定められていますので、民営化後も市立と同じ基準に基づき、職員が配置されます。

Q11 民営化により、入れ替わった市職員はどうなるのですか？

市の正規職員である保育士等は、他の市立幼保施設へ異動することになります。異動した職員は、待機児童の解消や3歳児保育の実施、障がい児保育の充実、地域の子育て支援の充実など、教育・保育サービスの拡大、充実を担うことになります。

教育・保育内容について

Q12 民営化により、教育・保育の質が低下しませんか？

これまでも本市の就学前児童の教育・保育については、私立幼稚園・私立保育所と市立幼保施設がともに担ってきました。

例えば、保育所の場合では、市立保育所も私立保育所も保育内容の根幹を成すものは国が定めた基準や保育指針によるものであり、どちらも児童福祉法に基づき保育を実施しています。

従って、民営化によって、教育・保育の質が低下することはありませんし、今後も責任ある保育を実施していきます。

Q13 移管先法人に対して、どのような引継が行われるのですか？

運営主体が移管先法人に変わることで、子どもへの影響がでないよう、現行の教育・保育内容を継続的なものとするを原則とした引継を行います。

そのためには、民営化実施の1年前までに移管先法人を決定することで、1年間を目途に引継期間を確保し、共同保育を実施すること等により、子ども一人ひとりの生活の様子や状況から年間行事、地域との関係に至るまで施設運営全般について引継を行います。

Q14 民営化後も給食のアレルギー対応など変わらず行ってくれますか？

民営化後の給食については、市立と同等のサービスを提供することとしています。

具体的には、栄養士が作成する献立に基づき実施するとともに、食物アレルギー対応については、除去食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じて提供することができる民間法人を選定することとしています。

移管先法人について

Q15 移管先法人には、株式会社などの企業も対象となるのですか？

本市では、現状、民営化の基準において、移管先対象法人を「社会福祉法人」か「学校法人」と定めており、営利法人は対象外としています。

Q16 移管先法人の選定は、どのような方法で行うのですか？

より優良で意欲のある移管先法人を幅広く募るため、公募とします。

また、選定方法は、専門的な知識を有する方や保護者等からなる選定委員会を設置し、応募民間法人に対し、書類選考やヒアリング、施設実地調査、経営状況調査を行うこととしています。

Q17 移管先法人が、突然、運営をやめることはありませんか？

移管先法人は、運営主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、市が示す教育・保育内容を継続・向上できるかを審査して選定しますので、運営の継続が見込めない法人は選定されないと考えます。

その他

Q18 市内に私立保育所や私立幼稚園はどのくらい設置されていますか？

下表のとおり、社会福祉法人が運営主体となっている私立認可保育所や学校法人が運営主体となっている私立幼稚園を利用する園児は、全体の50%以上になっています。

区分	施設数	在園児
私立保育所	26	3,571
私立幼稚園	15	1,994
国立幼稚園	2	278

区分	施設数	在園児
市立保育所	18	2,417
市立幼稚園	33	1,362
市立認定こども園	3	656

※ 保育所利用児（平成26年3月現在）、幼稚園利用児（平成26年5月現在）

Q19 民営化されることを理由に他の市立園に優先して転園できますか？

転園の申請は可能ですが、特別に優先することは考えていません。

□ 職員配置イメージ

